

令和4年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

令和4年4月1日現在における本市の待機児童数は3人、希望する保育所等の利用が保留となった児童数は563人となりました*。

利用申込者数は14,073人(前年比188人増)、利用児童数は13,510人(前年比141人増)となりました。

今後につきましても、より多くの方に保育サービスをご利用いただけるよう、保護者の方に寄り添った相談支援を行うとともに、保育士等の確保や保育の質の向上を図ります。

※ 集計方法は、厚生労働省が平成29年3月31日に定めた「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく。

1 保留児童数及び待機児童数の状況

(単位：人)

	令和4年4月1日(X)	増減 (X)-(Y)	令和3年4月1日(Y)
就学前児童数	29,457	△ 724	30,181
利用申込者数(A)	14,073	188	13,885
利用児童数(B)	13,510	141	13,369
保留児童数(C) = (A)-(B)	563	47	516
市の保育施策で対応している児童等(D)	49	△ 12	61
相模原市認定保育室利用	24	6	18
一時保育利用	3	△ 3	6
年度限定保育事業利用	1	△ 5	6
事業所内保育施設利用	4	0	4
幼稚園等利用	17	△ 10	27
企業主導型保育利用(E)	12	1	11
求職活動等(F)※1	116	47	69
特定の園を希望(G)※2	172	24	148
育児休業関係(H)※3	211	△ 12	223
待機児童数(C)-(D)-(E)-(F)-(G)-(H)	3	△ 1	4

※1 主に自宅で求職活動を行っているなど、保育の必要性が認められない場合

※2 1園のみを希望又は他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している場合

※3 育児休業中で、復職の意向がない場合

○保育需要の動向

近年、就学前児童数は減少している中、保育所等利用申込者数については保育ニーズの高まりなどから増加し、本年度におきましては過去最多の14,073人（前年比188人増）となりました。

また、利用申請率についても、本年度は47.77%（前年比1.76%増）となり、共に過去最高となりました。

相模原市 利用申込者数、利用申請率の推移



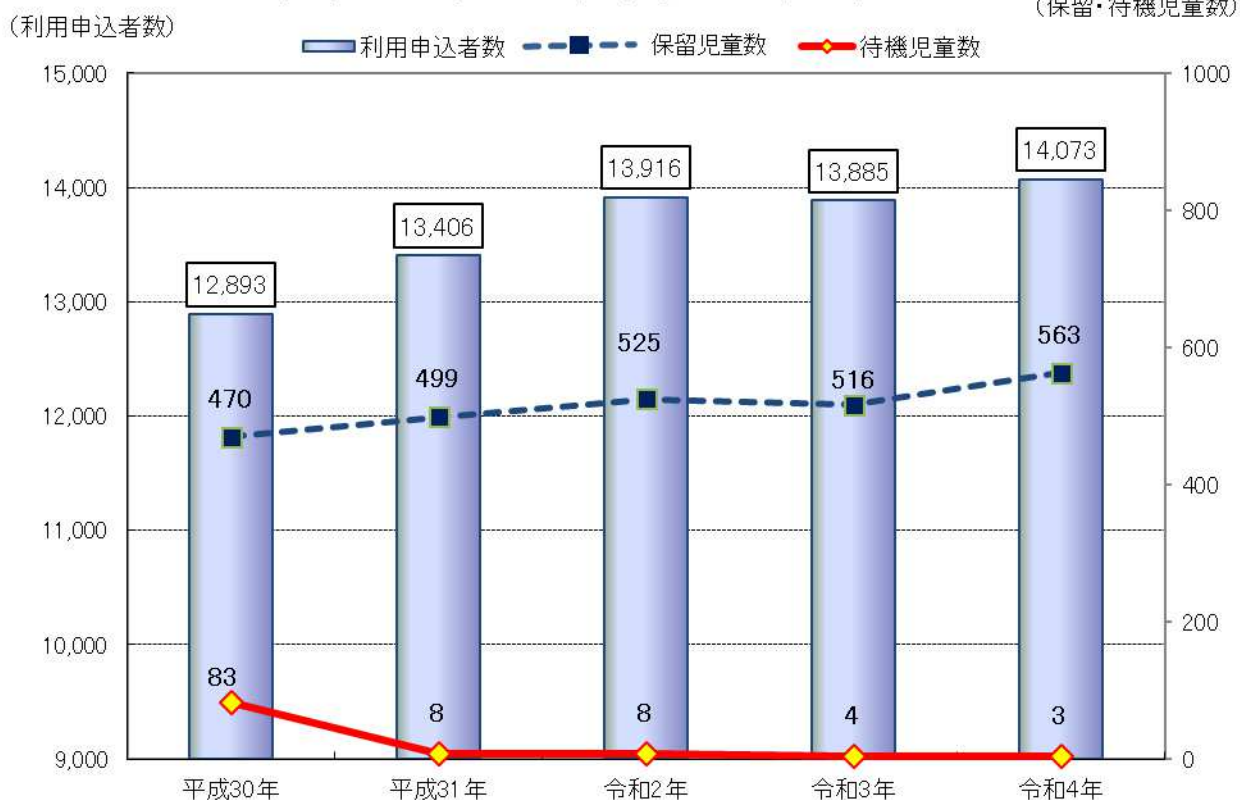
○待機児童数等の推移

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
就学前児童数(a) (人)	33,271 (△564)	32,283 (△988)	31,307 (△976)	30,181 (△1,126)	29,457 (△724)
利用申込者数(b) (人)	12,893 (491)	13,406 (513)	13,916 (510)	13,885 (△31)	14,073 (188)
利用申請率(b/a) (%)	38.75 (2.10)	41.53 (2.78)	44.45 (2.92)	46.01 (1.56)	47.77 (1.76)
保留児童数 (人)	470 (38)	499 (29)	525 (26)	516 (△9)	563 (47)
待機児童数 (人)	83 (83)	8 (△75)	8 (0)	4 (△4)	3 (△1)

※ 各年 4 月 1 日現在の数値。()内は対前年比増減

※ 認定こども園の保育利用申込者を含む。

相模原市 保留児童数・待機児童数の推移



○保留・待機児童数の区別割合（令和4年4月1日現在）

	人 数	内 訳（割合）			
		緑 区	中 央 区	南 区	管 外
保留児童数	563 人	67 人 (11.9%)	194 人 (34.5%)	296 人 (52.6%)	6 人 (1.1%)
待機児童数	3 人	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	3 人 (100.0%)	0 人 (0.0%)

※ 管外とは、相模原市に住民登録がある方が相模原市外の保育所等に利用申込みをし、保留又は待機となっている児童数

※ 内訳割合は、小数第2位以下を四捨五入している。

2 令和3年度の取組

令和3年度は保育所等の新規整備は行っていないものの、認定こども園の保育枠の拡大、認定保育室から認可保育所への移行や幼稚園から認定こども園への移行などにより、保育枠の定員増を図りました。

なお、千木良保育園（公立保育所）の廃止により、緑区の定員は減少しています。

○令和3年度施設整備等による定員増減の内訳

項 目	定員増減	内 訳		
		緑 区	中央区	南 区
認可保育所や認定こども園の保育枠の増減	△59 人	△81 人	2 人	20 人
認定保育室から認可保育所への移行	50 人	0 人	50 人	0 人
認定こども園への移行	26 人	26 人	0 人	0 人
合 計	17 人	△55 人	52 人	20 人

○認可保育所等の推移

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
認可保育所及び 認定こども園	135 (10)	148 (13)	161 (13)	164 (3)	165 (1)
地域型保育事業	39 (0)	43 (4)	43 (0)	42 (△1)	41 (△1)
定 員 (人)	13,250 (609)	13,845 (595)	14,667 (822)	14,856 (189)	14,873 (17)

※ 各年4月1日現在の数値。()内は対前年比増減

※ 地域型保育事業＝小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

○認定保育室の推移

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
施 設 数	29	24	20	17	15
	(△4)	(△5)	(△4)	(△3)	(△2)
定 員 (人)	956	761	619	536	469
	(△195)	(△195)	(△142)	(△83)	(△67)
利 用 児 童 数 (人)	632	501	380	329	314
	(△157)	(△131)	(△121)	(△51)	(△15)

※ 各年 4 月 1 日現在の数値。()内は対前年比増減

3 令和 4 年度の取組

(1) すくすく保育アテンダントによる相談支援

各区子育て支援センターに「すくすく保育アテンダント」を常時 3～4 人配置し、保育サービスに対するきめ細かい相談対応や、利用可能な保育所等をご案内するなど、多くの方に保育サービスを利用いただけるよう、相談支援を実施します。

(2) 保育人材の確保

引き続き、私立保育園・認定こども園園長会等の関係団体等と連携しながら、次の取組を実施します。

ア 保育士等の処遇向上

職員の処遇の向上を図るため、勤続年数などに応じた国の助成に加え、本市単独の助成（月額 21,000 円）を実施します。

イ かながわ保育士・保育所支援センター事業

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市と共同運営する同センターにおいて、保育士等の無料職業紹介及び潜在保育士に対する保育関係の情報提供をするとともに、就職支援セミナーや就職相談会の開催、出張相談などを実施します。

ウ 保育士等就職支援コーディネーターの配置

市総合就職支援センター内に保育士等就職支援コーディネーターを配置し、窓口での就職相談や、就職支援セミナーの開催、合同就職説明会・面接会などを実施します。

エ 保育士宿舍借上げ支援事業

保育所等を運営する民間事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舍を借り上げる際に必要な経費の助成を実施します。

オ 保育士修学資金貸付事業・潜在保育士再就職支援事業

保育士養成校在学学生を対象に修学資金貸付事業を実施するとともに、潜在保育士向けに就職準備金の貸付けを行うなど、人材確保策を実施します。

(3) 保育の受け皿の確保

保育需要の動向を見極めながら、引き続き保育の受け皿を確保します。

ア 「保育所等における医療的ケアの実施に関するガイドライン」の策定

保育所等の施設、医療機関、市の関係機関等が適切に連携し、医療的ケア児による保育所の円滑な利用を図ることを目的として、基本的な考え方、利用開始までの手順、利用にあたっての留意事項等を具体的にまとめたガイドラインを策定しました。同ガイドラインに基づき、令和5年度の入所に向けて、令和4年4月から各区の子育て支援センターで相談を開始します。

イ 幼稚園等における預かり保育事業の推進

幼稚園及び幼稚園型認定こども園の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の希望により園児の教育・保育を行う預かり保育事業等を促進します。

【令和4年度実施施設 45園】

ウ 幼稚園2歳児預かり保育事業の実施

幼稚園において、保育の必要性のある2歳児を定期的に預かる一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施します。

【令和4年度実施幼稚園 1園（南区）定員6人】

エ 年度限定保育事業の実施

新設保育所等の空きスペースを活用し、認可保育所等の利用が不可となった1・2歳児を1年度間の期間限定で預かる年度限定保育事業を実施します。

【令和4年4月1日に利用を開始した児童1人（中央区1人）】

(4) 幼児教育・保育の質の向上

「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」に基づき、本市が目指す幼児教育・保育についての普及啓発を図ります。

また、引き続き保育所等に対する指導事務と監査事務を一体的に行い、保育事業運営に対する相談、支援事務を実施します。

さらに、全ての教育・保育施設に勤務する職員を対象とした「保育者ステップアップ研修」について、関係団体からの意見・要望を取り入れ、内容を充実させて実施することにより、教育・保育の質の向上を図ります。

お問い合わせ先

こども・若者未来局 保育課

電話 042-769-8341